

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

【条例】

 は、法と条例の違い

【法】

対象事業の種類		規 模		対象事業の種類		規 模	
		第1種事業	第2種事業			第1種事業	第2種事業
道路の建設	—	(高速道は法対象へ)	—	道路の新設及び改築	高速自動車国道	すべて	中部横断自動車道
	自動車専用道路	新設 すべて	—		(自動車専用道路)	—	—
	県道等	4車線以上かつ長さ 10km以上	4車線以上かつ長さ 7.5km以上		一般国道	4車線以上かつ長さ 10km以上	4車線以上かつ長さ 7.5km以上
	一般国道、県道、林道等	—	2車線以上かつ長さ 10km以上 木曾川右岸道路		林道	幅員6.5m以上かつ長さ 20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ 15km以上
ダム		貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上	ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上
					堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上
					湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上	湖沼開発面積 75ha以上
					放水路	形状変更面積 100ha以上	形状変更面積 75ha以上
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象へ)	—	鉄道、軌道の建設及び改良	新幹線鉄道	すべて	リニア中央新幹線
	鉄道・軌道（特殊含む）	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上		普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	—	飛行場及びその施設の設置又は変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上	設置 滑走路の長さ 1875m以上
		滑走路の新設すべて	—			滑走路の新設 長さ 2500m以上	滑走路の新設 長さ 1875m以上
		滑走路の延長 長さ 500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上			滑走路の延長 長さ 500m以上かつ延長後 長さ 2500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上かつ延長後 長さ 1875m以上
工業団地の造成	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	工業団地造成事業（首都圏近郊整備法等）		面積 100ha以上	面積 75ha以上
住宅団地の造成	※	面積 20ha以上	—	新住宅市街地開発事業（新住宅市街地開発法）		面積 100ha以上	面積 75ha以上
別荘団地の造成	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上				
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上			
	スキー場	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上			
	運動競技場 遊園地	※		森林の区域等 敷地面積 30ha以上			
	その他のスポーツ又はレクリエーション施設	※		かつ 地形質変更面積 10ha以上			
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上	—	長野広域運合ごみ焼却施設他			
	産業廃棄物焼却施設		—				
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上	—				
	一般廃棄物 最終処分場	埋立面積 5ha以上	—	廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上	
	産業廃棄物 最終処分場	25万m ³ 以上	—				
下水道終末処理場の建設		面積 15ha以上	—				
流通業務団地の造成	※	面積 20ha以上	—	流通業務団地造成事業（流通業務市街地整備法）	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
土地区画整理事業	(都市計画に定められないものを含む)	※	面積 100ha以上	面積 75ha以上	土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上
		—	森林の区域等 面積 30ha以上	—			
工場又は事業場の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量 1万m ³ /日以上	—				
土石の採取及び鉱物の掘採		面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上				
				公有水面その他の水面の埋立・干拓	埋立面積 50ha超	埋立面積 40ha以上	
				新都市基盤整備事業（新都市基盤整備法）	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
風力発電所の建設	複合事業（上記※印の面的造成事業の複合事業）	出力 1万kw以上	—	発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事	火力発電所	出力 15万kw以上	出力 11.25万kw以上
					地熱発電所	出力 1万kw以上	出力 7.500kw以上
					原子力発電所	すべて	—
					水力発電所	出力 3万kw以上	出力 2.25万kw以上
					風力発電所	出力 1万kw以上	出力 7.500kw以上
上記に準ずるものとして規則に定める事業		—	—	上記に準ずるものとして政令で定める事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上	

※ 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区の区域